



2015年度第5号 2016年3月14日

島根大学職員組合広報部

内線 (9)2198, ダイヤルイン 0852-32-6407

E-mail [shimane-uu@soc.shimane-u.ac.jp](mailto:shimane-uu@soc.shimane-u.ac.jp)<http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html>

2015年度の組合ニュース第5号をお届けいたします。第5号の記事は、①国旗・国歌学習会報告、②55歳以上昇給停止問題の合意書について、③年俸制導入について、④単組代表者会議報告、です。

## 「入学式・卒業式における国旗・国歌の問題を考える」学習会開催

2月9日に「入学式・卒業式における国旗・国歌の問題を考える」学習会を開催しました。

2015年4月22日に全大教が、政府の国旗・国歌「要請」方針に対して声明を発表して以来、組合では、大学の式典における国旗掲揚・国家斉唱の取り扱いに対する関心を高めてきました。その一方、何が問題なのか？に踏み込むと、オリンピックでは当たり前なのになぜ大学では受け入れないのかという疑問、わが国歌の歌詞は民主的内容とは考えられず大学の場にはそぐわない、国家に対し大学は一定の距離をおいて思想の自由を確保するのが望ましい…など問題意識が多様であり、それら一つ一つをきちんと吟味し整理する必要性が高い内容であると理解されます。そこで組合では、学習指導要領の有無に照らして「高校教育段階までは浸透している式典の様式が、なぜ大学で同様に適用されないか」を射程にしました。まず、大学以前の高校教育までは学習指導要領が存在して式典で国旗掲揚と国歌斉唱を指導することが示されているのに対し、大学にはなぜ学習指導要領がないのか？という問いから始まり、大学に学習指導要領が「ない」ことの意味を考えました。

以下は、学習会で交わされた具体的な内容です。

- ◎ 自分の研究は、国のための研究ではない。個人の学問的関心のために研究はやっている。自分の研究はひいては社会のため、人類のためになりうると思いたい。「日本のための研究」には限定されたくはないし、そうする必要もない。この学問の自由が損なわれれば、大学ではないのではないか。
- ◎ 研究・教育の公的意義を考えることも必要だろう。だが、そもそも公共性とわれわれがやっている個人の研究は二律背反のものではない。普遍的な公共とでも言うべきものがあるのではないか。そのためにも一国家のための研究・教育になってはいけない。
- ◎ そもそも大学の教育・研究に、小中高等学校の指導要領に類する指針を作れないはずだ。だからこそ、文科省は、あの手この手で「しぼり」を仕掛けてくる。これにあらがい続けることが重要だ。
- ◎ 軍事研究が大学に入ってこようとしている。国旗・国歌問題は文系的な学問の自由の問題だけではない。
- ◎ 軍事研究で培われた技術は、いわゆる非軍事的な研究のなかにも入って来ている。その有意義性をもはや拒否することはできないが、そうしたものが入って来ていることへの批判的な認識、「考える力」は骨抜きになってはいけない。国歌・国旗問題はこうした問題に、今後大学としてどのように立ち向かっていくかの試金石でもある。
- ◎ 組合として、どのようにその「考える力」を養う・磨く場としての大学を守っていけるだろうか。

参加者間の対話をもとに、大学が研究活動を求められる教育研究機関である故に、高校までの教育とは一線を画して事象や世界をみつめ直して考えることの意義、また、その空間確保を考える機会となりました。

(黒田文・丸橋静香)

## 55歳以上昇給停止問題について、合意書を取り交わしました

55歳以上昇給停止問題について、以下のように合意書を取り交わしましたので、御報告いたします。

### 合意書

国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）は、平成24年8月8日付けの人事院の国会及び内閣に対する職員の給与の改定に関する勧告に基づく、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律を受け、本学職員給与規程等の改正に関し、島根大学職員組合（以下「職員組合」という。）と自律的・自主的な労使関係の中で団体交渉を継続してきた。

平成28年2月3日に実施した団体交渉において、島根大学は55歳以上昇給停止問題について、大学が労使交渉の途中でありながら一方的に就業規則の改正を行い、誠実な労使交渉をおこなわなかった責任を認め、職員組合に対し和解金を支払うことによって、本問題の解決を図ることを提案し、職員組合はこれを受け入れた。

また、島根大学は上記職員給与規程の改正に係る措置として教職員活性化支援制度およびカウンセラーの配置を提案し、職員組合はこれらについて迅速かつ有効に実施することを要求した。

以上の点を踏まえ、島根大学長 服部泰直 と職員組合中央執行委員長 内藤貫太 は次の内容で合意した。

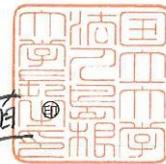
### 合意内容

1. 島根大学は職員組合に対して、和解金2,000,000円を平成28年3月31日までに支払う。
2. 島根大学は教職員活性化支援制度およびカウンセラーの配置を迅速かつ有効に実施する。その措置の詳細は別紙のとおり。
3. 島根大学と職員組合は今後とも誠実な労使交渉をおこなう。
4. この合意書は2通作成し、双方1通を所持する。

平成28年2月3日

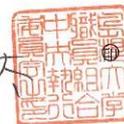
国立大学法人  
島根大学長

服部泰直



島根大学職員組合  
中央執行委員長

内藤貫太



## 年俸制の導入について

2015年11月10日の全学説明会において服部学長より説明がありましたように、2016年4月より年俸制が本格的に導入されます。大学構成員が異なる給与体系に属して二分され、個人評価の役割にも大きな変更が加えられることは、さまざまな問題を生じる可能性があります。

そのため、人事労務課に依頼し、2016年2月22日、組合役員4名が本部へ出向いて年俸制に関する詳しい説明を聞きました。また3月4日には、それに関わる就業規則改定について人事労務課の説明を受けました。現時点では、新たな制度の導入によって労働環境にどのような影響を生じるのか不透明ですが、職員組合中央執行委員会では、引き続き情報収集に努め、注意深く検討・対応していきたいと思えます。

長谷川博史

## 全大教合同地区別単組代表者会議(中国・四国、九州地区)報告

2月20日(土)午後～21日(日)午前に、福岡にて開催された単組代表者会議に出席。全大教中執4名含む、13大学から22名の参加であった。21日午後に2つのセッションが、22日午前に1つのセッションが行われ、全大教中執からの報告と各単組からの発言による交流が行われた。各セッションでの主だった発言について報告しておく。

最初のセッションのテーマは「組織拡大、全大教と単組の組織・財政強化」で、全大教中執から要求実現と組織拡大の取り組みの一体性が述べられ、財政状況の報告がされた。大学病院での組織拡大は大学教員が赴くよりも医労連などの組合に加入している看護師の協力を得て一緒に取り組むのが効果的だったという、ある単組からの発言が印象的であった。

2つ目のセッションのテーマは「賃金・労働条件」で、全大教中執から団体交渉マニュアルについての報告があり、これまでの不利益変更への交渉を想定したマニュアルを、要求を挙げての交渉に対応したものに改訂中とのことであった。単組の発言では、人勧に準拠するも4月に遡及しない、キャンパスによって地域手当が違う、28年度以降の人勧準拠による給与アップは約束できないとの大学からの発言、非常勤職員の処遇が劣悪、といった報告がされた。

3つ目のセッションのテーマは「大学・高等教育、平和・民主主義」で、政府のいう大学改革とは一線を画す改革を打ち出していく必要性が全大教中執から訴えられた。単組からの発言では、学長選挙意向投票の1位ではない人が学長になっていること、意向投票をしない大学も増えてきていることが目立っていた。

全体を通してあらためて強く感じたのは、「組合を大きくしておいた方がよい」ということであった。

内藤貫太